

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は広島県北東部、中国地方のほぼ真ん中に位置している。戦後、人口は右肩下がり減少を続け、今後も少子高齢化の進行に伴い、人口は減少傾向にあると推計される。

本市の工業は、機械器具、窯業、電子部品、食料品をはじめとする製造業や建設業が中心となっている。工業事業所数は、令和3年で70事業所となり、平成24年と比較して約10%減少している。現在、本市の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると本市の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、本市の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した経営基盤を再構築し、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくための施策が必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内においても設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林業をはじめ、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「再生可能エネルギー

一電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」第 2 条第 2 項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

本市の産業は、工業地域を中心に、平野部から山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（2）対象業種・事業

多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I T 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。従って本計画においては、労働生産性が年率 3 % 以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。